

みなさんからの請願・陳情

6月定例会で受理したのは、請願3件、陳情1件の計4件でした。それぞれ所管の委員会に付託して審査し、委員長が本会議に審査結果を報告、採決の結果、次のとおり決まりました。なお、継続審査となっていた請願1件、陳情1件についても、今回決まりました。

請 願

採決の結果	請 願 件 名	請 願 者
採 択	子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書提出方の請願	福島県教職員組合 中央執行委員長 竹中 柳一
採 択	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する請願書	福島県平和フォーラム 代表 竹中 柳一
採 択	請願書 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	日本労働組合総連合会 福島県連合会 伊達地区連合会議長 萩原 善徳
採 択	道の駅設置に関する請願書 (継続審査)	道の駅促進期成同盟会 会長 佐藤 好孝 外30名

陳 情

採決の結果	陳 情 件 名	陳 情 者
不 採 択	保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書	福島県保育連絡会 代表者 大宮 勇雄
不 採 択	別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情（継続審査）	星野 節子

議会一口メモ

特定避難勧奨地点とは

警戒区域とは、罰則付きで区域内への立ち入りが制限・禁止され、許可なく区域内にとどまる者には退去が強制される区域。また、緊急時避難準備区域とは、原発事故の状況が安定せず、緊急に避難や屋内待避する可能性がある指定地域のことです。ここでは、通常の産業活動はできますが、事前に避難準備をし、緊急時には自主避難が求められます。区域内では、幼稚園や小中学校、高校は休校、入院はできません。計画的避難区域とは、原発事故により、放出され

た放射性物質が多く降下し、1年間の放射線量の積算が20ミリシーベルト以上に達する恐れがある地域。例外を除き、産業活動が規制され、居住は許されませんが、一時立ち入りは可能です。

特定避難勧奨地点とは、局所的に年間20ミリシーベルトを超える恐れがある地点であり、政府が県や市町村と協議し、世帯単位で指定されます。強制力はなく、住民の自己判断、自己責任になりますが、避難を受け入れた場合は、政府が支援をします。立ち入りは自由。特に妊婦や子どもに対して避難勧奨されます。

編集後記

「天災は忘れた頃にやってくる」という有名なこの表現は、夏目漱石の弟子として知られる寺田寅彦の言葉だといわれている。東日本大震災から既に5か月が過ぎ、震災の傷がまだ完全に癒えたわけではないが、伊達市は原発事故の影響があまりにも大きかったので震災の記憶が遠ざかる傾向にあった。7月末、新潟・会津地方を襲った最大級の豪雨や福島県沖を震源とする余震のニュースが躍った。余震の時は3月11日の恐怖がよみがえった。「天災は忘れた頃にやってくる」「備えあれば憂いなし」これらの言葉を肝に銘じ、これからの伊達市の防災に取り組んでいきたい。

議会広報委員会

委員長 佐藤 実
副委員長 佐々木 彰
委員 中村 正
委員 大村 明
委員 佐藤 一郎
委員 菅野 喜明